

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団寄附金募集要項

平成26年5月2日	要項第1号
平成26年9月3日	改正
平成27年2月17日	改正
平成28年4月1日	改正

1 目的

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団は、市民のスポーツ活動を推進・支援すること、芸術文化の提供と芸術文化活動の奨励・支援を行うこと、社会教育を含む生涯学習活動の推進・支援を図ることにより、心身共に健やかな市民生活の形成と豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

一部改正 [平成26年9月3日・28年4月1日]

2 事業内容

- (1) スポーツ、芸術文化及び生涯学習の振興に資する事業
- (2) 市のスポーツ施設、文化施設、生涯学習施設及び公園等の管理運営に関する事業
- (3) 市の委託を受けて行うスポーツ事業、芸術文化事業及び生涯学習事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

一部改正 [平成26年9月3日・28年4月1日]

3 寄附金の使途

寄附金の使途は、次の事業等に指定することができます。

- (1) 当財団が実施する事業運営費
- (2) みたかジュニア・オーケストラの育成に関する支援
- (3) その他

※寄附金の使途を特定の事業又は施設に指定する場合は、寄附時にその旨お申し出ください。

一部改正 [平成26年9月3日]

4 寄附金の募集期間

随時

5 特典

- (1) 税制上の優遇措置が受けられる場合があります。
- (2) 当財団のホームページや情報誌等にお名前等を掲出させていただきます（匿名をご希望の方は、お申し出ください。）。
- (3) みたかジュニア・オーケストラの公演にご招待します。
- (4) 財団情報誌や各施設の公演・企画展等のご案内をお送りします。

一部改正 [平成26年9月3日]

6 申込方法

所定の「寄附金申込書」にご記入の上、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団まで、郵送、ファックス又は電子メールにてお送りください（窓口持参も可）。寄附金は、現金を直接ご持参いただくほか、銀行口座にお振り込みいただくか、現金書留にてご送付くださいますようお願い申し上げます。

※「寄附金申込書」は当財団ホームページ（<http://mitaka.jpn.org/>）からダウンロードできます。三鷹市芸術文化センターまでご連絡いただければ、郵送いたします。

7 お問合せ・申込受付・送付先及び振込先

(1) 郵送及び持参の場合

〒181-0012 東京都三鷹市上連雀6-12-14
公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団
三鷹市芸術文化センター 2 F 事務局総務課
Tel. 0422-47-9100 FAX 0422-47-6700

(2) 電子メールの場合

メールアドレス toigeibun@mitaka.jpn.org

(3) 振込先

銀行・支店名：みずほ銀行 三鷹支店
口座種別：普通預金
口座番号：4159746
口座名義：公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団

※郵便料、振込手数料につきましては、寄附者の方のご負担をお願いいたします。

一部改正 [平成26年9月3日・27年2月17日]

8 寄附金に対する税制優遇制度

当財団は、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が適用されます。したがって、当財団に対する寄附金は、所得税等の寄附金控除を受けられる場合があります。詳細は、所轄の税務署又は税理士にお尋ねください。寄附金控除等の確定申告の際には、当財団が発行する「受領証明書」が必要となります。

受領証明書は再発行できませんので、大切に保管くださるようお願い申し上げます。

附 則（平成26年5月2日）

この要項は、平成26年5月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月3日）

この要項は、平成26年9月3日から施行する。

附 則（平成27年2月17日）

この要項は、平成27年2月17日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この要項は、平成28年4月1日から施行する。